

## 遠隔電子処方箋活用加算の新設

# 遠隔電子処方箋活用加算の新設

## 〔遠隔電子処方箋活用加算の新設〕

○電子処方箋を発行する場合について、新たな評価が新設。

**遠隔電子処方箋活用加算**

**10点**

### ○算定要件

情報通信機器を用いた医学管理を実施した場合であって、以下のアからウを満たした場合に月に1回に限り算定できる。

ア	電子処方箋管理サービスを用いて最新の薬剤情報を確認し、処方情報の登録時に重複投薬等チェック機能を活用すること
イ	患者に対し、調剤を行う保険薬局を事前に確認し、当該保険薬局が電子処方箋に対応する体制があることを確認すること。
ウ	<b>電子処方箋</b> (引換番号が印字された紙の処方箋を除く。)を <b>発行</b> すること。

### ○施設基準

- (1) 院外処方を行う場合には、原則として、**電子処方箋を発行**し、又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行し**処方情報の登録**を行っていること。
- (2) **院内処方を行う場合**には、原則として、医療機関内で調剤した薬剤の情報を**電子処方箋管理サービスに登録**を行っていること。
- (3) **電子処方箋対応医療機関**であることを**ウェブサイト**で**掲示**していること。